

## I 報告

### 「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」及び 「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」の 一部改正（案）にかかる市民意見募集の実施について

#### 1. 趣旨

神戸市では、「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」及び「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」を定め、自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する業務を行っている。

この度、放置自転車等への対応を強化するために必要となる条例及び規則の改正にあたり、意見募集を実施する。

#### 2. 条例及び規則の改正（案）の主な内容

##### （1）自転車等放置禁止区域外の放置自転車等への対応

- ・危険な駐輪に対する対応（条例に新たに規定）

放置自転車等が歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがある等早急な対応が必要と認められるときは撤去を可能にする。

- ・放置継続期間の短縮（規則を改定）

放置自転車等を撤去するための放置継続期間を7日間から3日間へ短縮する。

- ・放置駐輪を繰り返す自転車等への対応（規則に新たに規定）

注意札を取り付けられた日から起算して30日を経過し、かつ30日以内に3回以上注意札を取り付けたにも関わらず、社会通念上同一とみなされる場所で自転車等が放置されているときに撤去を可能にする。

##### （2）自転車駐車場内の長期放置自動二輪車に対する措置（条例に新たに規定）

- ・50ccを超え125cc以下の自動二輪車の撤去等措置を可能にする。
- ・自動二輪車について、所有者情報等必要な事項の調査を可能にする。

##### （3）無料自転車駐車場内の長期放置車両に対する措置（条例に新たに規定）

無料の自転車駐車場も条例に位置づけし、有料自転車駐車場と同様に長期放置車両に対する措置を可能にする。

#### 3. 改正及び施行予定

令和7年4月1日改正予定 令和7年10月1日施行予定

#### 4. 意見募集期間

令和6年10月21日（月）から令和6年11月21日（木）